

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、発注者の示す仕様書及び図面又は現品見本に基づき契約書記載の契約金額をもって契約書記載の納入期限内に物件を供給(製造)しなければならない。
- 3 受注者は、仕様書又は図面が明示されていないもの、又は仕様書と図面が符号しないものがあるときは、発注者と協議して定めるものとする。ただし、軽微なもののについては第5条の規定による監督職員の指示に従うものとする。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書又は図面に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書又は図面における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等率に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、契約履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。なお、松本市財務規則(平成3年規則第10号)第124条第4項第3号、第4号、第6号、第7号、第8号又は第9号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (6) この契約による債務の履行を保証する者(以下「連帯保証人」という。)を立てる
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第20条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡禁止)

- 第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面によりその内容を明らかにして発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(特許権の使用)

- 第4条 受注者は、この契約の履行にあたって特許権その他第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(監督職員又は検査職員)

- 第5条 発注者は、必要と認めるときは、自己に代わって受注者の契約履行状況を監督又は指示する職員(以下「監督職員」という。)若しくは検査する職員(以下「検査職員」という。)を定めることができる。
- 2 監督職員は、この契約の履行に立会って進捗状況、履行中途における使用材料の試験又は検査を行う等の方法により監督し、受注者に必要な指示をするものとする。
- 3 検査職員は、この契約に基づく供給(製造)の完了の確認をするための必要な検査をするものとし、特に必要があると認めたときは、一部破壊若しくは分解又は試験して検査を行うことができる。
- 4 監督職員と検査職員とは必要によりこれを兼ねることができる。

(供給等の変更中止)

- 第6条 発注者は、必要があるときはこの物件の供給(製造)について、その内容を変更し若しくは供給(製造)を一時中止し、又は打切ることができる。この場合において納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは、受注者と協議し書面によりこれを定めるものとする。
- 2 前項により受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(納期の延期)

- 第7条 受注者は、天災その他不可抗力によりその責めに帰することができない理由によって納入期限内に完納することができないときは、遅滞なく納入期限延長願を提出しなければならない。
- 2 前項による延長日数は発注者と受注者とが協議して定めるものとし、発注者は納入期限の延長を必要と認めたときは、期限の変更契約書を締結する。

(部分払及びその限度額)

- 第8条 この契約によりその供給(製造)の完了前既納部分に対し代金の一部を支払う必要がある場合においては、既納部分に相応する額の10分の9の範囲内において部分払をすることができる。
- 2 前項の部分払をすることができる回数、契約金額に応じ次の区分によるものとする。
- |     |  |           |    |
|-----|--|-----------|----|
| (1) | 50万円以上   | 500万円未満   | 1回 |
| (2) | 500万円以上  | 1,000万円未満 | 2回 |
| (3) | 1,000万円以上  | 3,000万円未満 | 3回 |
| (4) | 3,000万円以上  | 5,000万円未満 | 4回 |
| (5) | 5,000万円以上  | 1億円未満     | 5回 |
| (6) | 1億円以上のものについては、契約金額から5,000万円を減じて得た額を1,000万円を除して得た数の整数部分に5を加えて得た回数 |           |    |
- 3 前2項の規定により2回目以降の部分払をしようとするときの支払額は、その都度、次の算式により算出するものとする。
- $$\text{支払額} \leq 9/10 \times (\text{既納部分に相応する額} - \text{前回までの支払済額})$$

(検査)

- 第9条 受注者は、物件を納入したときは納品書等を発注者に提出し、検査を受けなければならない。
- 2 発注者は、前項の届出があった日から10日以内に受注者の立会いを求めて検査を行わなければならない。
- 3 受注者は、前項による検査に合格しないときは、監督職員の指示に基づき遅滞なく補修若しくは取替え又は改造して再度検査を受けなければならない。
- 4 物件の性質により検査が著しく困難なもの、又は実際に使用した結果でなければその良否につき判定が困難なものについては、発注者が定める期間内に補修若しくは取替え又は改造を行うことを条件として検査を終了させることができる。
- 5 検査に要する費用及び検査のため変質・変形・消耗又は毀損し若しくは復元に要する費用は受注者の負担とする。

(契約代金の支払い)

- 第10条 受注者は、前項により目的物の引渡しをしたときは、所定の手続きに従って契約代金の支払いを請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の請求があったときは、請求の日から30日以内に代金を支払わなければならない。

(履行遅延の場合における損害金等)

- 第11条 受注者の責めに帰すべき理由により納入期限内に目的物を完納することができない場合において、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、契約金額から既納部分に対する代価の相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行遅延が発生した日における「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」に基づき財務大臣が決定した率により計算した額とする。
- 3 受注者が、前項の損害金を納入しないときは、契約保証金又は発注者が受注者に支払うべき金額と相殺し、なお不足があるときは別に徴収する。
- 4 発注者の責めに帰すべき理由により、前条第2項の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延が発生した日における「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」に基づき財務大臣が決定した率により計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

**（所有権の移転、引き渡し及び危険負担）**

**第12条** 物品の所有権は、検査及び引渡しに合格したときに、受注者から発注者に移転し、同時にその物品は、発注者に対し引き渡されたものとする。

- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、すべて受注者の負担とする。

**（契約不適合責任）**

**第13条** 発注者は、前条第1項に規定する目的物の引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）の日から相当の期間内に目的物の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が認められたときは、受注者に対し、代品の納品、物品の補修又は部品の交換による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することが出来ない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 3 発注者自ら履行の追完を行う場合において、受注者に生じた損害については、発注者はその賠償の責任を負わないものとする。

**（第三者に与えた損害）**

**第14条** 受注者が、目的物の納入にあたり第三者に損害を与えたときは、受注者の負担において賠償するものとする。

**（発注者の催告による解除権）**

**第15条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) その責に帰すべき理由により、納入期限内又は納入期限経過後相当の期間内に履行する見込みがないと明らか認められるとき。
- (2) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、発注者の監督又は検査の実施に当たり職員に指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (3) 正当な理由なく、第13条第1項の履行の追完がなされないとき
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に基づく義務を履行しないとき。

**（発注者の催告によらない解除権）**

**第16条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 第21条又は第22条に規定する理由によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に基づく義務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達する見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合はその役員又はその支店の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
  - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 委任契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を委任契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (7) 前各号のいずれかに該当する場合のほか受注者が契約条項に違反したとき。

2 前条又は前項の規定により契約を解除した場合において、発注者は目的物の既納部分で検査に合格したものについてその引渡しを受けるものとし、発注者はその既納部分に対する代価の相当額を受注者に支払うものとする。ただし、仕様書により特約指示又は約定した場合若しくは発注者と受注者との協議により既納部分が受注者に返還された場合は、この限りではない。

- 3 前項に規定する既納部分に対する代価の相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

**（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）**

**第17条** 第15条各号又は前条第1項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

**（談合その他不正行為による解除）**

**第18条** 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合は、第16条第2項及び第3項の規定を準用する。

**（発注者の任意解除権）**

**第19条** 発注者は、目的物の納入が完了するまでの間は、第15条、第16条第1項及び前条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

**（契約が解除された場合等の違約金）**

**第20条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第15条、第16条第1項及び第18条の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
    - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
    - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
    - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合(第16条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

**(受注者の催告による解除権)**

**第21条** 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除できる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

**(受注者の催告によらない解除権)**

**第22条** 受注者は次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第6条第1項の規定による契約の一部変更等により契約金額が2分の1以上減少したとき。
- (2) 第6条第1項の規定による中止期間が3ヵ月以上に達したとき。
- (3) 受注者の責めに帰することのできない理由によってこの契約を履行することが不可能になったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合は、第16条第2項の規定を準用する。

**(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)**

**第23条** 第21条又は前条第1項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をできない。

**(契約不適合責任期間等)**

**第24条** 発注者は、引き渡された目的物に関し、第12条第1項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第七項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年を経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された目的物の契約不適合が仕様書の記載内容又は発注者の指示若しくは貸与品等により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適合であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

**(賠償の予約)**

**第25条** 受注者は、第18条第1項の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かに関わらず、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。物件の供給(製造)が完了した後も同様とする。ただし、第18条第1項第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の賠償額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

**(連帯保証人の代行義務)**

**第26条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは連帯保証人に対して契約履行をなすことを請求し、連帯保証人は代行義務を負うものとする。

- (1) 受注者の責めに帰する理由により、納入期限内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに着手期日を過ぎても着手しないとき。
- (3) 前2号のほか、この契約に違反し、契約の目的を達することができないと認められるとき。

**(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)**

**第27条** 受注者は、この契約の遂行に当たり、暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

**(契約以外の事項)**

**第28条** この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。